動物愛護管理事務処理要領

(趣旨)

1 この要領は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「予防法」という。)又は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)若しくは千葉市動物の愛護及び管理に関する条例(平成3年条例第55号。以下「条例」という。)に基づき抑留又は収容した動物の管理並びに法に規定する第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出及び特定動物の飼養又は保管の許可に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 収容動物

次に掲げる動物をいう。

- ア 予防法第6条第1項の規定により抑留した犬
- イ 法第35条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により引き 取った犬及び猫
- ウ 条例第10条第1項の規定により収容した動物
- エ 条例第12条第1項の規定により収容した野犬等
- (2) 処分

収容動物を殺処分し、又は譲渡することをいう。

(3) 休日

千葉市の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条第1項に規定する日をいう。

(4) 特定動物飼養者

法第26条第1項の規定により特定動物を飼養又は保管する者をいう。

(犬猫の引取り(法第35条第1項関係))

- 3 動物保護指導センター所長(以下「センター所長」という。)は、法第35条第1項の 規定により犬又は猫の引取りを所有者から求められた場合は、次のとおり取り扱うこと。
- (1)所有者から引取りを求める事由を面談等により確認するとともに、法第35条ただし 書きの規定による引取り拒否要件について事前に説明すること。
- (2)動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「法施行規則」という。)第21条の2第6号で規定する、あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組みを行うための期間を設け、当該期間中に譲渡先を見つけるための取組みを行うよう所有者に助言指導を行うこと。
- (3)(2)の規定で設ける期間は、センター所長が、所有者の状況を勘案し、個々の事例に応じて適切に定めること。
- (4)譲渡先を見つけるための取組みを行うよう助言指導を受けた所有者が(3)の期間経 過後に再度引取りを求めたときは、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(平成4年規則第64号。以下「条例規則」という。)第5条第1項の規定による犬・猫引取申請書(条例規則様式第3号)及び引取り申請に当たっての確認事項(様式第1号)により、法施行規則第21条の2の各号への該当の有無を確認すること。

また、当該犬猫に係る証明書など、申請者が書面にて提示可能なものについては、申請時に書面にて提示を求め内容の確認を行うこと。

- (5)(4)の確認により、犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、 生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合を除き、法第35条た だし書きの規定により引取りを拒否し、所有者へその事由を説明すること。
- (6)(4)の確認において、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合として引取りを行う場合は、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うこと。
- (7) 犬猫の引取りは、引き取る日時と場所を指定し行うとともに、所定の手数料を徴収すること。

なお、当該犬猫の日齢は、体格、歯列等から判断して明らかに91日齢を超えている と判断される場合を除き、依頼者の申告に基づくものとすること。

(8) 引取りを行った犬猫ごとに引取り申請者の情報等を記録した台帳を作成し、繰り返し引取りを求める所有者の確認等に活用すること。

(犬猫の引取り(法第35条第3項関係))

- 4 センター所長は、法第35条第3項の規定により拾得者その他の者から犬又は猫の引取りを求められた場合は、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 所有者の判明しない犬・猫引取申請書(条例規則様式第4号)の提出を求め、拾得日等を確認した後、引取りを行うこと。
- (2) 引取りを行った犬猫ごとに、拾得者等の情報を記録した台帳を作成すること。

(収容動物の管理)

- 5 センター所長は、予防法、法及び条例の規定に基づき収容した動物を次のとおり取り扱 うこと。
 - (1) 収容動物は、別添「マイクロチップリーダーの取扱いについて」に基づき、マイクロチップの読取作業を実施するほか、識別器具等の装着又は施術の状況を確認すること。
 - (2) 収容動物は、収容等を行った日ごとに収容動物調書(様式第2号)を作成し、管理すること。
 - (3) 収容動物は、動物保護指導センター(以下「センター」という。)の収容棟において、 各動物が識別できるようにし、適正に管理すること。ただし、治療等必要な措置を行う ときはその限りではない。

(収容動物の告示等)

6 センター所長は、収容動物(所有者から引き取ったものを除く。)の告示等を次のとお

り行い、所有者への返還に努めること。

(1) 所有者が判明した場合

ア 犬鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等により所有者が判明したときは、 電話、訪問等により所有者に連絡し、引き取るよう指導すること。

- イ 所有者へ連絡後、2週間経過しても引き取らない場合は、内容証明郵便等により再 度通知を行うこと。
- ウ イの通知には、以下の事項を記載すること。
- (ア) 連絡期限日
- (イ) 期限日までに連絡がない場合は処分する旨。
- エ 内容証明郵便等の方法をもってしても所有者に通知できず連絡が取れないときは、 (2) 所有者が不明な場合と同様に取り扱うこと。
- (2) 所有者が不明な場合

ア告示

- (ア)前日午後4時00分から当日午後4時00分までに収容した動物について、当日の午後4時30分までに収容動物報告書(様式第3号)により生活衛生課長あてに報告すること。
- (イ) 生活衛生課長は、収容動物報告書を受理したときは、次の事項に留意の上、様式 第4号により市役所本庁及び各区役所に掲示し告示する。
 - a 告示日

収容動物報告書受理日の翌日とする。ただし、告示日が休日となる場合は、休 日明け最初の勤務日とする。

b 告示期間等

告示期間:告示日の翌日から2日間

引取期間:告示期間満了日から起算し2日間(引取期間の2日目が休日の場合

は、休日明け最初の勤務日まで)

イ 市ホームページによる情報提供

(ア) 掲載内容

管理番号、動物の画像、収容日、引取期限、収容場所、種類、毛色、性別、体格、及び首輪等の装着品など(動物の画像は、幼若動物、負傷動物(ひん死状態のもの)等撮影することによって、当該動物の健康等に影響を及ぼすおそれがある動物その他撮影が困難な動物は掲載しないこととする。)

(イ) 掲載日

収容日の翌日午後1時までに掲載する。ただし、掲載日が休日の場合は、休日明け最初の勤務日の午後1時までとする。

(ウ) 掲載期間

引取期限の翌日までとする。ただし、センター所長が必要と判断した場合はこの限りではない。

(収容動物の返環)

- 7 センター所長は、条例規則第9条の規定による動物返還申請書(条例規則様式第5号) の提出があったときは、収容動物調書(様式第2号)に所有者の住所、氏名及び返還年 月日その他必要事項を記載するとともに、次の事項に留意の上、申請に係る動物を返還 すること。
- (1) 所定の手数料を徴収すること。
- (2)動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めることを指導すること。
- (3) 犬にあっては、登録及び狂犬病予防注射の接種について確認すること。未実施の場合は直ちに実施するよう指導し、その結果を確認すること。
- (4) 犬にあっては、けい留を指導すること。

(評価人の選任、評価基準の作成等)

- 8 センター所長は、年度ごとに、評価人の選任及び評価基準の作成を次のとおり行うこと。
- (1)評価人は、学識経験者から3名以上、及びセンターに属する狂犬病予防員から3名以上を選任すること。
- (2) 評価基準は、年度当初に、評価人と協議の上作成すること。

(評価人による評価等)

- 9 センター所長は、次に掲げる場合には、あらかじめ対象となる大等を評価人に評価させること。評価は、評価基準に基づき、センターに属する評価人2名以上で行い、収容動物調書(様式第2号)にその評価額、評価年月日及び評価人の氏名を記録し必要な期間保存すること。
- (1) 予防法第6条第9項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により大を処分する場合。
- (2)予防法第14条第1項の規定により犬若しくは狂犬病予防法施行令第1条に規定する 動物を殺す場合。
- (3)条例第12条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により収容動物を処分する場合。

(評価結果の検証)

10 センター所長は、大等の評価結果について学識経験者から選任した評価人による検証を年4回以上実施すること。

なお、検証を実施した場合は、その評価人に対し報償費を支給すること。

(収容動物の処分)

- 11 センター所長は、収容動物を処分する場合(返還を除く)は、以下のとおり行うこと。
- (1) 譲渡

収容動物の譲渡は、千葉市動物の譲渡実施要綱に基づき行うこと。

(2) 殺処分

収容動物の殺処分は、動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)に基づきできる限りその動物に苦痛を与えない方法により行うこと。

(第一種動物取扱業の登録の申請)

- 12 センター所長は、法施行規則第2条第1項の規定による第一種動物取扱業登録申請書 (法施行規則様式第1)の提出があったときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1)申請書は、法施行規則第22条の規定に基づき正本とその写し(副本)で2部提出させること。
- (2) 申請書の記載内容及び法施行規則第2条第2項各号に掲げる添付書類の確認を行い、 その結果、登録申請の要件を満たしていると認めるときはこれを受理し、法第11条に 基づき第一種動物取扱業登録整理簿(様式第5号。以下「登録整理簿」という。) に整 理番号を付して記載すること。

また、申請書の副本は受領印押印の後、整理番号を付して申請者に返却するほか、事業所の立入検査日を申請者と調整すること。

- (3) 立入検査を実施したときは、その結果を第一種動物取扱業施設立入検査票(様式第6号) に記載すること。
- (4)審査の結果、法施行規則第3条の登録の基準に合致していると認めるときは、第一種動物取扱業者登録簿(様式第7号。以下「登録簿」という。)及び第一種動物取扱業登録台帳(以下「登録台帳」という。)を作成の上、申請者に第一種動物取扱業登録通知書(様式第8号。以下「登録通知書」という。)をもって通知し、併せて法施行規則第2条第5項の規定による第一種動物取扱業登録証(法施行規則様式第2。以下「登録証」という。)を交付すること。

なお、登録通知書及び登録証に付す登録番号は、次のとおりとし、犬猫等販売業者については、登録通知書及び登録証の備考欄に「犬猫等販売業者」又は「犬猫等販売業者(繁殖行為あり)」と記載すること。

業種	登録番号	業種	登録番号
販売業	第10001号から	訓練業	第 40001 号から
	第 19999 号		第 49999 号
保管業	第20001号から	展示	第 50001 号から
	第 29999 号		第 59999 号
貸出し業	第30001号から	その他	第 90001 号から
	第 39999 号		第 99999 号

(5) 登録の有効期間は、処分日を登録日とし、登録日から5年間とすること。

(登録証の再交付申請)

13 センター所長は、法施行規則第2条第7項の規定による第一種動物取扱業登録証再交付申請書(法施行規則様式第3)の提出があったときは、書類審査の上、申請者に登録

証を再交付すること。

なお、この場合、登録証に付す登録番号は、従前のとおりとし、当該登録証の裏面に「再交付」と朱書きすること。

また、法施行規則第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出は、第一種動物取扱業登録証亡失届(様式第9号)によるものとし、当該届出を受理したときは、併せて登録証を再交付申請できることついても指導すること。

申請書及び届出書については法施行規則第22条の規定に基づき、正本とその写し(副本)で2部提出させ、副本については、受領印押印の後、申請者に返却し、いずれの場合も登録台帳にその履歴を記載すること。

(登録の拒否)

14 センター所長は、審査の結果、法第12条第1項の規定に合致しないと認めるときは、 同条第2項の規定に基づき、第一種動物取扱業登録拒否通知書(様式第10号)により申 請者へ通知すること。

なお、この場合、登録整理簿に記載した当該申請者に係る登録期間の欄に第一種動物取扱業登録拒否通知年月日を記載するとともに、備考欄に登録を拒否した理由を記載すること。

(登録の更新)

- 15 センター所長は、法施行規則第4条第1項の規定による第一種動物取扱業登録更新申請書(法施行規則様式第4)の提出があったときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 申請の受理、審査等は、12(2)により、また、立入検査の実施については12(3) により行うこと。
- (2)審査の結果、法施行規則第3条に規定する登録の基準に合致していると認めるときは、 登録簿に更新年月日を記載するとともに、登録台帳に更新日及び有効期間満了の日を記 載の上、申請者に登録通知書をもって通知し、併せて登録証を交付すること。

なお、この場合、登録証に付す登録番号は従前のとおりとすること。

- (3) 法第12条第1項の規定に合致しないと認めるときは、14のとおり取り扱うこと。
- (4) 更新日は、更新前の登録の有効期間満了日の翌日とすること。ただし、有効期間満了 日までに申請があったもののうち処分が有効期間の満了後であるときは、処分日を更新 日とすること。
- (5)登録の有効期間は更新日から5年間とすること。

(登録の変更の届出)

16 センター所長は、法施行規則第5条第1項の規定による業務内容・実施方法変更届出書(法施行規則様式第5)、飼養施設設置届出書(法施行規則様式第6)又は犬猫等販売業開始届出書(法施行規則様式第6の2)、法施行規則第5条第3項の規定による第一種動物取扱業変更届出書(法施行規則様式第7)、法施行規則第5条第7項の規定による犬猫等販売業廃止届出書(法施行規則様式第7の2)を受理したときは、次のとお

り取り扱うこと。

- (1)法施行規則第5条第2項及び第5項に掲げる書類を確認の上、届出書を受理すること。 また、届出書の副本は受領印押印の後、申請者に返却すること。
- (2)登録証の記載事項に変更が生じる場合にあっては、登録証の再交付申請ができることについて指導すること。
- (3) 次に掲げる事項の届出を受理した場合は、事業所の立入検査を実施すること。
 - ア 法第10条第2項第2号に規定する事業所の所在地
 - イ 法第10条第2項第4号に規定する第一種動物取扱業の種別並びにその種別に応 じた業務の内容及び実施方法
 - ウ 法第10条第2項第6号に規定する動物の飼養又は保管のための施設の所在地、構造及び規模、管理の方法
 - エ 法第10条第3項第1号に規定する販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
 - オ 法第10条第3項第2号に規定する犬猫等健康安全計画
 - カ 法施行規則第5条第1項に規定する飼養施設設置届出書(法施行規則様式第6)
 - キ 法施行規則第5条第1項に規定する犬猫等販売行開始届出書(法施行規則様式第6 の2)
- (4)審査の結果、法施行規則第3条の登録の基準に合致していると認めるときは、登録簿 (様式第7号)を変更の上、登録台帳に変更履歴を記載するとともに、届出者に第一種 動物取扱業登録変更通知書(様式第11号)をもって通知すること。
- (5)登録の変更により、登録の基準等に合致しないと認めるときは、基準等に合致するよう指導を行うこと。
- (6)指導による改善の見込みがないときは、法第12条の規定に基づき第一種動物取扱業 登録拒否通知書(様式第10号)をもって登録を拒否すること。

なお、この場合、登録簿(様式第7号)を抹消するとともに、登録台帳にその履歴を 記載すること。

(登録簿の閲覧)

17 センター所長は、法第15条の規定に基づき登録簿(様式第7号)の閲覧を求められたときは、所定の場所で閲覧させること。

また、登録簿(様式第7号)の記載事項については、ホームページで常時公開すること。

(廃業等の届出)

- 18 センター所長は、法施行規則第6条の規定による廃業等届出書(法施行規則様式第8) を受理したときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 取り扱っていた動物の措置について確認の上、備考欄に記入すること。
- (2) 必要に応じ、現地調査等を行うこと。
- (3)登録簿(様式第7号)を抹消し、登録台帳にその履歴を記載すること。

(登録の抹消)

19 センター所長は、法第17条の規定により登録がその効力を失ったとき又は法第19条第1項の規定により登録を取り消したときは、登録簿(様式第7号)を抹消し、登録台帳にその履歴を記載すること。

なお、法第13条第1項により登録がその効力を失ったときは、現地調査等により廃業等の確認を行うこと。

(登録の取消し等)

- 20 センター所長は、法第19条の規定に該当するときは、その状況等を証する書面を添えて保健福祉局長に上申すること。
- (2)保健福祉局長は前項の上申書を受理し、その措置が適当であると認めたときは、意見 陳述のための手続を執るなど必要な手続きを経て登録の取消しを行うこと
- (3) 許可の取消しを命ずるときは、第一種動物取扱業登録取消等命令書(様式第12号) により行うこと。

(動物取扱責任者研修)

- 21 センター所長は、法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修を次のとおり実施すること。
- (1)動物取扱責任者が年に2回以上動物取扱責任者研修を受講できるよう、動物取扱責任 者研修の開催計画を策定し、毎年度4月末日までに生活衛生課長へ報告すること。
- (2) 使用するテキストは、毎年度、見直しを行い、必要に応じ改訂を行うこと。
- (3) 法施行規則第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催通知は、開催日の 1か月前までに、動物取扱責任者研修申請書(様式第13号)を添えて行うこと。
- (4)動物取扱責任者研修終了後、受講者に対し、動物取扱責任者研修修了証(様式第14号)を交付するとともに、動物取扱責任者研修受講者名簿(様式第15号)を作成すること。

(第一種動物取扱業の立入検査)

- 2.2 センター所長は、申請、届出、及び登録の抹消等に係る立入検査のほか、動物取扱業 の適正な実施を指導するため第一種動物取扱業を登録している事業所へ立入検査を実 施するときは、次のとおりとすること。
- (1) 定期的に立入検査を実施し、事業所における動物の取扱状況等の把握に努めること。
- (2) 法施行規則第7条に規定する標識(法施行規則様式第9) 又は識別章(法施行規則様式第10) の掲示について確認すること。
- (3) 法施行規則第8条に規定する第一種動物取扱業者の遵守基準の遵守状況について確認し、その結果を動物取扱業施設立入検査票(様式第6号)及び登録台帳に記載すること。
- (4) 次に掲げる帳簿等については、保管状況を確認すること。
 - ア 法施行規則第8条第10号に規定する販売時における説明及び確認(貸出時における情報提供)実施状況記録台帳(法施行規則様式第11)の記録

- イ 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成18年環境省告示第20号。以下「第一種動物取扱業者細目」という。)で規定する以下の台帳等の記録
 - (ア)清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳(第一種動物取扱業者 細目第2条第3号関係)
 - (イ)動物の数及び状態を確認し記録した台帳(第一種動物取扱業者細目第5条第1号 カ関係)
 - (ウ) 販売業者、貸出業者及び展示業者が動物の繁殖の実施状況について記録した台帳 (第一種動物取扱業者細目第5条第3号ハ関係)
 - (エ)動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取扱状況について記録した台帳(第一種動物取扱業者細目第6条第4号関係)
- ウ 法第22条の6に規定する犬猫等販売業者が作成する犬猫等の個体に関する帳簿

(定期報告)

23 センター所長は、法第22条の6第2項の規定に基づき犬猫等販売業者から犬猫等販売業者定期報告届出書(法施行規則様式第11の2)の届出があったときは、必要に応じて立入検査を行うことにより、当該販売業者の飼養状況に係る問題の有無について確認すること。

(検案書等の提出命令)

24 センター所長は、犬及び猫の死亡事案に関し、法第22条の6第3項の規定に基づき 大猫等販売業者に対して検案書及び死亡診断書の提出を命ずるときは、検案書等提出命 令(法施行規則様式第11の3)により行うこと。

(勧告及び命令)

25 センター所長は、第一種動物取扱業者に対し法第23条の規定による勧告又は勧告に 係る措置を命ずるときは、勧告書(様式第16号)又は措置命令書(様式第17号)に より行うこと。

(第二種動物取扱業の届出)

- 26 センター所長は、法施行規則第10条の6第1項の規定による第二種動物取扱業届出書(法施行規則様式11の4)の提出があったときは、次のとおり扱うこと。
- (1) 届出書は、法施行規則第22条の規定に基づき正本とその写し(副本)で2部提出させること。
- (2)届出書の記載内容及び法施行規則第10条の6第2項各号に掲げる添付書類の確認を 行い、その結果、届出の要件を満たしていると認めるときは、これを受理し、第二種動 物取扱業届出整理簿(様式第18号。以下「届出整理簿」という。)に整理番号を付し て記載すること。また、届出書の副本は受領印押印の後、整理番号を付して届出者に返 却するほか、飼養施設の立入検査日を届出者と調整すること。

- (3) 立入検査を実施したときは、その結果を第二種動物取扱業施設立入検査票(様式第19号)に記載すること。
- (4) 立入検査の結果、法第24条の4の規定による第二種動物取扱業に準用する法第21 条の基準が遵守できないと認めるときは、当該基準が遵守できるよう必要な指導を行う こと。
- (5) 立入検査の結果、(4) の基準に合致していると認めるときは、第二種動物取扱業届 出台帳(様式第20号。以下「届出台帳」という。) を作成すること。 なお、この場合、届出書等に付す整理番号は、受理した順に付すこと。

(第二種動物取扱業の変更の届出)

- 27 センター所長は、第二種動物取扱業者が法施行規則第10条の7第1項の規定による 第二種動物取扱業変更届出書(法施行規則様式第11の5)、又は法施行規則第10条 の7第3項の規定による第二種動物取扱業変更届出書(法施行規則様式第11の6)を 届け出たときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 届出書は、法施行規則第22条の規定に基づき正本とその写し(副本)で2部届け出させることする。
- (2) 届出書の記載内容及び添付書類を確認の上届出書を受理し、届出書の副本は受領印押印の後、届出者に返却すること。また、届出台帳(様式第20号)に変更履歴を記載すること。
- (3) 法第24条の2第3号、第5号及び第6号に掲げる事項を変更した場合は、飼養施設の立入検査を実施すること。
- (4)立入検査の結果、法施行規則第10条の9第に規定する第二種動物取扱業の遵守基準 が遵守できないと認めるときは、当該基準が遵守できるよう必要な指導を行うこと。

(飼養施設の使用廃止)

28 センター所長は、法施行規則第10条の7第3項の規定による飼養施設廃止届出書 (法施行規則様式第11の7)を受理したときは、24と同様に取り扱うこと。

(廃業等の届出)

- 29 センター所長は、法施行規則第10条の8の規定による廃業等届出書(法施行規則様式第11の8)を受理したときは、取扱っていた動物の措置について確認の上、届出 台帳(様式第
 - 20号)にその履歴を記載すること。 なお、必要に応じて立入調査を実施し確認すること。

(第二種動物取扱業の立入検査)

30 センター所長は、届出に係る立入検査のほか、動物取扱業の適正な実施を指導するため、第二種動物取扱業を届け出ている事業所へ立入検査を実施するときは、次のとおりとすること。

- (1) 定期的に立入検査を実施し、事業所における動物の取扱状況等の把握に努めること。
- (2)法施行規則第10条の9第に規定する第二種動物取扱業の遵守基準の遵守状況について確認すること。
- (3) 第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成25年環境省告示第47号。以下「第二種取扱業者細目」という。)第5条第7号ホの規定による台帳については、その記録及び保管状況を確認すること。
- (4) 立入検査の結果は、第二種動物取扱業施設立入検査票(様式第19号)及び届出台帳 (様式第20号)に記載すること。
- (5) 立入検査の結果、法施行規則第10条の9第に規定する第二種動物取扱業の遵守基準が遵守できないと認めるときは、当該基準が遵守できるよう必要な指導を行うこと。

(勧告及び命令)

- 31 センター所長は、第二種動物取扱業者に対し法第24条の4において準用する法第2 3条第1項及び同条第3項の規定による勧告又は勧告に係る措置を命ずる時は、勧告書 (様式第
 - 21号)又は措置命令書(様式第22号)により行うこと。

(特定動物飼養・保管の許可)

- 32 センター所長は、法施行規則第15条第1項の規定による特定動物飼養・保管許可申請書(法施行規則様式第14)の提出があったときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1)申請書の記載内容及び法施行規則第15条第2項各号に掲げる添付書類の確認を行い、 その結果、申請の要件を満たしていると認めるときは、申請書を受理し、整理番号を付 すとともに、特定動物飼養又は保管許可整理簿(様式第23号。以下「許可整理簿」と いう。)に記載すること。

また、申請書の副本は受領印押印の後、申請者に返却するほか、特定飼養施設の立入検査日を申請者と調整すること。

- (2) 立入検査を実施したときは、その結果について、特定飼養施設立入検査票(様式第24号)に記載すること。
- (3)審査の結果、法施行規則第17条に規定する許可の基準に合致していると認めるときは、特定動物飼養・保管許可台帳(様式第25号。以下「許可台帳」という。)を作成の上、申請者に特定動物飼養・保管許可通知書(様式第26号。以下「許可通知書」という。)をもって通知し、併せて法施行規則第15条第5項の規定による特定動物飼養・保管許可証(法施行規則様式第15。以下「許可証」という。)を交付すること。なお、この場合、許可証に付す許可番号は指令番号とする。
- (4) 許可の有効期間は、処分日を許可日とし、許可日から5年間とすること。ただし、特定飼養施設の規模及び構造並びに堅牢性及び耐久性から判断して、5年間の許可を与えることが明らかに困難と認めるときその他審査基準で定めるときは、この限りでない。
- (5) 許可の継続の申請があったときは、(1) から(4) により取り扱うこと。

(特定動物識別措置実施届)

3 3 センター所長は、法施行規則第20条第3号の規定による特定動物識別措置実施届 (法施行規則様式第20)を受理したときは、当該特定動物の許可台帳の飼養・保管頭数と同数の識別措置がなされていること及びその証明書が特定動物の飼養又は保管の細目(平成18年環境省告示第22号。以下「飼養・保管細目」という。)第2条に規定する要件に合致することを確認すること。

(特定動物管轄区域外飼養・保管の通知)

- 34 センター所長は、法施行規則第13条第10号の規定による特定動物管轄区域外飼養・保管通知書(法施行規則様式第13)を受理したときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 期間を超えて飼養又は保管されることがないよう指導すること。
- (2)展示を目的としたものである場合には、展示期間中に立入検査を実施し、逸走防止措置等法施行規則第20条第4号に規定する飼養又は保管の方法が遵守されていることを確認すること。

(特定飼養施設外飼養・保管)

- 35 センター所長は、飼養・保管細目第3条第2号の規定による特定飼養施設外飼養・保管届出書(飼養・保管細目様式第1)を受理したときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1)特定飼養施設の清掃を目的としたものである場合には、その頻度が必要最小限となるよう指導するとともに、動物種によっては、引綱等による係留ではなく、施設を区画して清掃等ができるような構造、設備を有する施設が望ましいことを指導すること。
- (2)展示を目的としたものである場合には、危険防止措置を二重、三重に講ずるよう指導 すること。

(特定動物飼養・保管の許可の再交付申請)

36 センター所長は、法施行規則第15条第7項の規定による特定動物飼養・保管許可証 再交付申請書(法施行規則様式第16)の提出があったときは、書類審査の上、申請者 に許可証を再交付すること。

なお、この場合、許可証に付す許可番号は、従前のとおりとし、当該許可証の裏面に「再交付」と朱書きすること。

また、法施行規則第15条第8項の規定による許可証の亡失の届出は、特定動物飼養・保管許可証亡失届(様式第27号)によるものとし、当該届出を受理したときは、併せて許可証の再交付申請ができることについて指導すること。

いずれの場合も許可台帳にその履歴を記載すること。

(特定動物飼養・保管の変更許可)

37 センター所長は、法施行規則第18条第1項の規定による特定動物飼養・保管変更許可申請書(法施行規則様式第18)の提出があったときは、申請書の記載内容、法施行規則第18条第2項に掲げる添付書類及び法施行規則第17条各号に掲げる許可の基

準の審査を行い、審査の結果、法施行規則第17条に規定する許可の基準に合致していると認めるときは、許可台帳に変更履歴を記載し、申請者に特定動物飼養・保管変更許可通知書(様式第28号)をもって通知し、併せて法施行規則第15条第5項の規定による特定動物飼養・保管許可証(法施行規則様式第15。以下「許可証」という。)を交付すること。

なお、この場合、許可証に付す許可番号は指令番号とする。

(2) 当該許可証が交付された日から起算して30日を経過する日までの間に、従前に交付されていた許可証を返納させること。

(特定動物飼養・保管の不許可)

38 センター所長は、許可申請に基づく審査の結果、許可の基準等に合致しないと認めるときは、申請者に許可の要件を満たすよう指導を行い、なお改善の見込みがないときは、特定動物飼養・保管不許可通知書(様式第29号)をもって申請者に通知すること。

なお、この場合、許可整理簿(様式第23号)に記載した当該申請者に係る許可期間の欄に特定動物飼養・保管不許可通知年月日を記載するとともに、備考欄に不許可とした理由を記載すること。

(変更の届出)

39 センター所長は、法第28条第3項の規定による特定動物飼養・保管許可変更届出書 (規則様式第19)を受理したときは、記載内容を確認の上、許可台帳に履歴を記入すること。

(特定動物飼養・保管数増減届出)

- 40 センター所長は、飼養・保管細目第3条第3号の規定による特定動物飼養・保管数増減届出書(飼養・保管細目様式第2)を受理したときは、次のとおり取り扱うこと。
- (1) 飼養・保管数が増加する場合には、許可した特定動物の数を超えて増加していなことを確認するとともに、増加理由が、繁殖以外の場合には、特定飼養施設までの搬送方法を確認し、併せて立入検査を実施すること。
- (2) 飼養・保管数が減少する場合にあって、その理由が死亡又は殺処分以外の場合には、受け入れ先等について確認すること。

なお、いずれの場合も許可台帳にその履歴を記載すること。

(特定動物飼養・保管許可の廃止)

- 41 センター所長は、法施行規則第16条第1項の規定による特定動物飼養・保管許可廃止届出書(法施行規則様式第17)を受理したときは次のとおり取り扱うこと。
- (1) 当該飼養・保管施設の現地調査により廃止を確認の上、許可台帳にその履歴を記載すること。
- (2)許可期間が満了し、許可がその効力を失ったときは、現地調査により廃止を確認の上、許可台帳にその履歴を記載すること。

(特定動物飼養・保管許可施設等の立入検査)

- 42 センター所長は、申請、届出、及び許可の抹消等に係る立ち入検査のほか、特定動物の適切な飼養・保管を指導するため特定動物飼養・保管許可施設等へ立入検査を実施するときは、次のとおりとすること。
- (1) 定期的に立入検査を実施し、施設における特定動物の飼養・保管状況等の把握に努めること。
- (2) 次に掲げる事項を確認すること。
 - ア 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目(平成 18年環境省告示第21号)に掲げる施設基準の遵守
 - イ 飼養・保管細目に掲げる事項の遵守
- (3) 立入検査の結果は、特定飼養施設立入検査票及び許可台帳に記載すること。

(措置命令)

43 センター所長は、法第32条の規定による措置を命ずるときは、措置命令書(様式第30号)により行うこと。

(許可の取消し)

- 4.4 センター所長は、法第29条の規定に該当するときは、その状況等を証する書面を添えて保健福祉局長に上申すること。
- (2)保健福祉局長は前項の上申書を受理し、その措置が適当であると認めたときは、意見 陳述のための手続を執るなど必要な手続きを経て許可の取消しを行うこと
- (3) 許可の取消しを命ずるときは、特定動物飼養・保管許可取消命令書(様式第31号) により行うこと。

(特定動物との接触)

4 5 特定動物飼養・保管許可施設等における飼養・保管細目第3条第1項第3号ただし書の「動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているもの」については、個別事例ごとに判断を要するため、健康部長に照会すること。

(その他)

46 この要領に定めのない事項は、健康部長と別途協議すること。

附則

この要領は、平成19年3月16日から施行する。

附則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。